	政令	第二項第三号
外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第十項において準用する政令		

	第五条の二の三第二項第三号	政令
外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第十項において準用する政令		
外国に所在するものに限る。以下同じ。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの		
	第五条の四第二項	政令第三十二条の三第四項に
外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第十項において準用する政令第三十二条の三第四項に		
	第五条の四第二項第一号	法第七十二条の三十九の四第一項
外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項		
		同項の申立て
外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て		
	第五条の四第二項第二号	法第七十二条の三十九の四第一項
外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項		
		申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額
申告納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額		
		前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象
	第五条の四第二項第三号	政令
外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連取引をいう。）又は連結法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人をいう。）の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等との間の同号に規定する内部取引に係るもの		
外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第十項において準用する政令		